

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点交付金」という。）の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和4年9月14日付け事務連絡）においてお知らせしたところです。

本日付で令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、臨時交付金に4,000億円の増額が措置されました。当該4,000億円及び令和4年4月28日付で閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費8,000億円のうち留保している2,000億円の総額6,000億円について、重点交付金として交付することとします。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）について所要の改正を行うとともに、重点交付金の交付限度額について下記のとおり定めました。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 交付限度額について

重点交付金に係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙1の6ア及びイの算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・都道府県分 $\alpha = 1.044592389$
 $\gamma = 1.042339952$
- ・市町村分 $\alpha = 1.004863228$
 $\gamma = 1.001621677$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの重点交付金に係る交付限度額は別途通知します。

2. 実施計画等について

9月14日付事務連絡において、暫定版として送付した実施計画等について、今般の予備費の閣議決定を踏まえ、正式版として、お送りします。

第2回提出時までには提出された実施計画の内容を新様式に転記した上で、地方公共団体に後日送付しますので、第3回提出時は、送付された新様式を元にし、必要事項の追記・変更をお願いします。

<関係資料一覧>

- 別紙1 令和4年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙2 令和4年度実施計画（通常分・重点交付金分）様式、チェックリスト、基金調べ
- 別紙3 令和4年度実施計画（通常分・重点交付金分）記入要領
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）
- 別添3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「重点交付金」Q&A（第1版）

（照会先）

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村
反町・上坂

直通 03 (5501) 1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

令和4年度 地方創生臨時交付金の執行スケジュール

別紙1

地方単独事業分

(本省繰越分約8,121億円)

原油価格・物価高騰 対応分

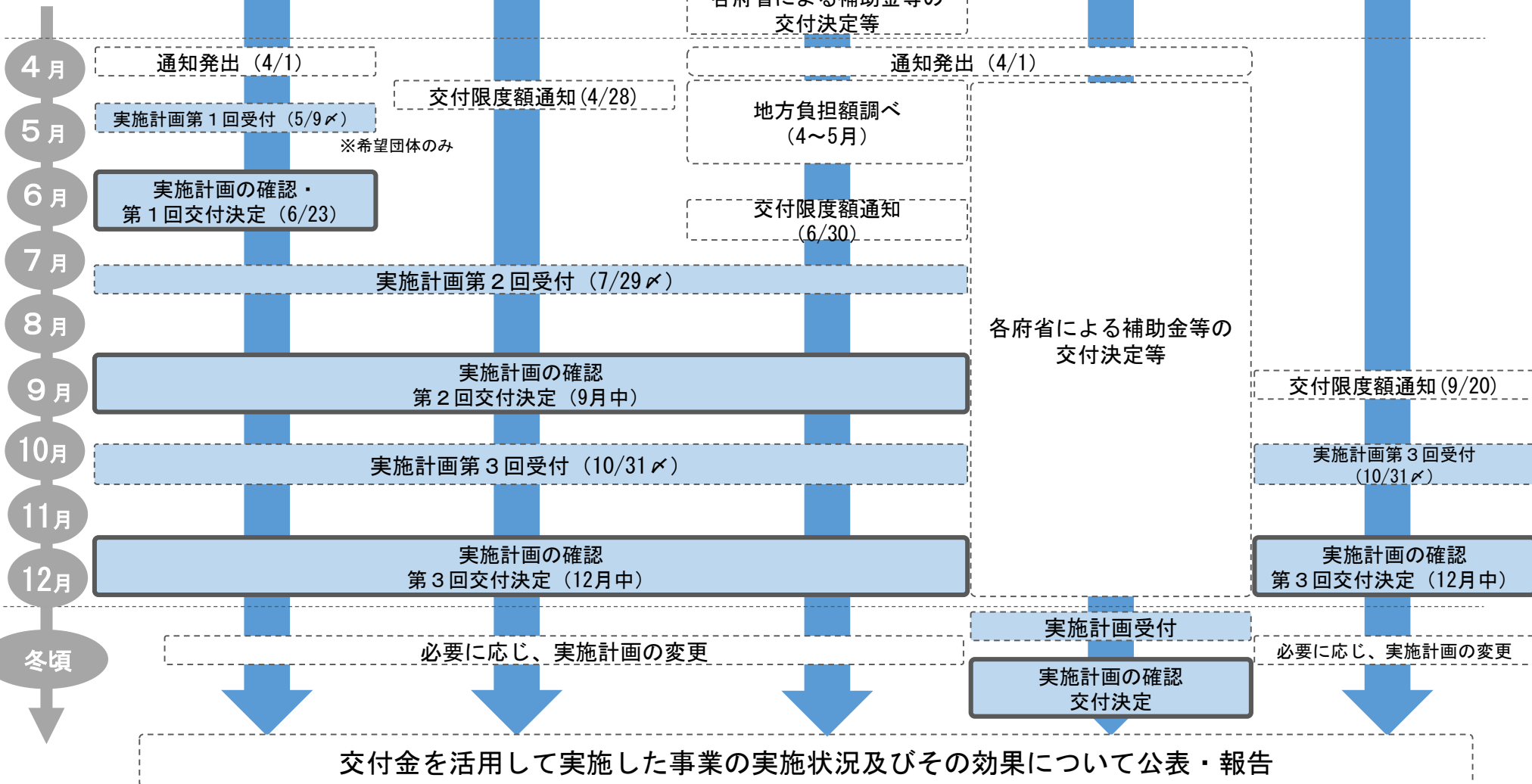
(8,000億円)

国庫補助事業の地方負担分

① (令和4年1月～3月分) ② (令和4年4月以降分)

電力・ガス・食料品等価格 高騰重点支援地方交付金

(6,000億円)



〔注〕実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

| | | | |
|-----------------|----------|--------------------------|--------------------------|
| 都道府県名 | 1 | 電話番号 | |
| 地方公共団体名 | 2 | メールアドレス | |
| 都道府県・市町村コード(5桁) | #N/A | 交付対象経費 | 国のR3予算分(交付限度額①、②、③、④) |
| 担当部局課名 | 3 | | 地方単独事業費 |
| 担当者氏名 | | | 国庫補助事業費 |
| | | | 国のR4予算分(R4.4.28)(交付限度額⑤) |
| | | | 地方単独事業費 |
| | | | 国庫補助事業費 |
| | | 国のR4予算分(R4.9.20)(交付限度額⑥) | |
| | | 地方単独事業費 | |

▼ 1 都道府県名

○都道府県名を記入してください。

▼ 2 地方公共団体名

○都道府県においては空欄としてください。

市区町村においては市区町村名を記入してください。

▼ 3 担当部局課名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス

○内閣府から実施計画に関する問合せをする時の参考としますので、取りまとめ部局等、実施計画に関する連絡先を記入してください。

記入要領（通常分・重点交付金分）

| | |
|----------------------------|-----|
| 通常分 既配分額(国のR3予算) | 1 |
| 通常分 既配分額(国のR4予算) | 2 |
| 重点交付金分 既配分額(国のR4予算) | 3 |
| 通常分 今回配分予定額 (国のR3予算) | - |
| 通常分 今回配分予定額 (国のR4予算) | - |
| 重点交付金分 今回配分予定額 (国のR4予算) | - |
| 通常分 配分予定額計 (国のR3予算) | - |
| 通常分 配分予定額計 (国のR4予算) | - |
| 重点交付金分 配分予定額計 (国のR4予算) | - |
| 配分予定額計 | - |
| 移替先 | 総務省 |

▼ 1 通常分既配分額（国のR3予算）

○通常分既配分額（国のR3予算）は令和4年度における交付決定の手続の際に通知する国のR3年度予算分の既配分額を記入してください。（該当が無い場合は、0（表記上は-）としてください。）

▼ 2 通常分既配分額（国のR4予算）

○通常分既配分額（国のR4予算）は令和4年度における交付決定の手続の際に通知する国のR4年度予算分の既配分額を記入してください。（該当が無い場合は、0（表記上は-）としてください。）

▼ 3 重点交付金分既配分額（国のR4予算）

○重点交付金分既配分額（国のR4予算）は令和4年度における交付決定の手続の際に通知する国のR4年度予算分の既配分額を記入してください。（該当が無い場合は、0（表記上は-）としてください。）

記入要領（通常分・重点交付金分）

| | |
|----------------------------------|---|
| 交付限度額① (令和3年度本省繰越分)(国のR3予算) | 1 |
| 交付限度額② (令和4年1～3月補助裏分)(国のR3予算) | 2 |
| 交付限度額③ (令和4年4月以降補助裏分)(国のR3予算) | - |
| 交付限度額④ (令和4年4月28日通知)(国のR3予算) | |
| 小計 交付限度額①+②+③+④ (国のR3予算) | 3 |
| 交付限度額⑤ (令和4年4月28日通知)(国のR4予算) | |
| 交付限度額⑥ (令和4年9月20日通知)(国のR4予算) | 4 |
| 交付限度額計 | - |

▼ 1 交付限度額①（令和3年度本省繰越分）

○交付限度額①は令和3年度における実施計画に記載された本省繰越希望額を記入してください。

▼ 2 交付限度額②（令和4年1～3月補助裏分）

○交付限度額②は6月30日に通知した限度額を記入してください。

▼ 3 交付限度額④、⑤（令和4年4月28日通知）

○交付限度額④は4月28日に通知した限度額の内、令和3年度補正予算の限度額を記入してください。交付限度額⑤は4月28日に通知した限度額の内、令和4年度予備費の限度額を記入してください。

▼ 4 交付限度額⑥（令和4年9月20日通知）

○交付限度額⑥は9月20日に通知した限度額を記入してください。

記入要領（通常分・重点交付金分）

| No | 内閣府利用欄 | 補助・単独 | コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援 | 交付金の区分 | 交付対象事業の名称 | 所管 |
|----|--------|-------|--------------------------------------|--------|-----------|----|
|----|--------|-------|--------------------------------------|--------|-----------|----|

▼補助・単独

○制度要綱別表に掲げる国庫補助事業等の地方負担に臨時交付金を充てる事業であれば「補」を、地方単独事業であれば「単」をプルダウンから選択してください。

▼コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援

○物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する事業であれば「○」を、該当しない場合は「-」を選択してください。

▼交付金の区分

○令和4年9月14日付事務連絡2(1)に記載のあるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業のうち、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を充当する事業であれば「重点交付金」を、それ以外の事業であれば「通常交付金」を選択してください。

▼交付対象事業の名称

○国庫補助事業等の地方負担に臨時交付金を充てる事業であれば「事業名一覧」シートにある国庫補助事業名と一致させてください。

細目名がある場合は事業の概要欄の先頭に（）書きでご記入ください。

地方単独事業であれば任意の名称を記入いただけますが、国庫補助事業の名称と一致することのないようご注意ください。

▼所管

○国庫補助事業の所管省庁が自動的に選択されます。

記入要領（通常分・重点交付金分）

| | | |
|--------------------|----------|---------------------|
| コロナ感染症への対応として必要な事業 | 経済対策との関係 | 対象外経費に臨時交付金を充当していない |
|--------------------|----------|---------------------|

▼コロナ感染症への対応として必要な事業

○新型コロナウイルス感染症への対応として必要な事業である場合は「○」

なお、これまでも実施計画に掲げられる事業は、新型コロナウイルス感染症対応として行う事業であり、事業実施にあたっての説明責任を果たすよう周知しているところです。そのため、「○」を記入するにあたっては、当該事業が、新型コロナウイルス感染症対応として行うものであり、経済対策との関係性、事業の必要性、事業内容の妥当性、運用方法及び執行状況など個別の事業内容について、地方公共団体において説明できる場合に限ります。

▼経済対策との関係

○各事業に該当する令和3年経済対策との関係または令和4年総合緊急対策との関係を選択してください。

なお、令和4年度予算を充当する事業は令和4年総合緊急対策との関係のみから選択してください。

▼対象外経費に臨時交付金を充当していない

○地方単独事業においては、令和4年4月1日付事務連絡1(2)2に記載の対象外経費に臨時交付金を充当していない場合は「○」

記入要領（通常分・重点交付金分）

| | |
|----|------------------------|
| | |
| 種類 | ⑨を選択した場合、より効果があると考える理由 |

▼種類

○交付金の区分において「重点交付金」を選択した事業について、令和4年9月14日付事務連絡2(1)に記載のある①から⑧までの推奨事業メニューまたは⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援から適切なものを選択してください。交付金の区分において「通常交付金」を選択した事業について「-」を選択してください。

▼⑨を選択した場合、より効果があると考える理由

○種類において「⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援」を選択した場合、推奨事業メニューよりも更に効果があると考える理由を具体的に記載してください。記載に当たっては、推奨事業に該当しない事業の必要性を、例えば、地域の特殊事情等を踏まえ、ご記入ください。

記入要領（通常分・重点交付金分）

| | | | | | | |
|------|-------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------|-----------------------------|
| A | | | | | | |
| 総事業費 | B 交付対象経費 | B' | B'' | B''' | C 国庫補助額 | D その他 (一般財源や補助対象外経費等) |
| | | 国のR3予算分 (交付限度額①、 ②、③、④) | 国のR4予算分 (交付限度額 ⑤) | 国のR4予算分 (交付限度額 ⑥) | | |

▼A総事業費～Dその他（一般財源や補助対象外経費等）

○地方単独事業の場合、 $A = B + D$ となります。(Aは自動計算です。)

BはB',B'',B'''のいずれかの額となります。(同一の事業に複数の予算を充当する場合は複数行に分けて記載してください。)

B''はコロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援に該当する場合のみ記入可能です。

B'''は交付金の区分において重点交付金を選択する場合のみ記入可能です。

C欄は記入不要（単独事業を選択するとセルが灰色になります）。

D欄（その他）には、都道府県の補助金（市町村の場合）、市町村の負担額（都道府県の場合）、事業者・個人の負担額、地方公共団体の一般財源を充てる額、令和4年4月1日付事務連絡1(2)2に記載の対象外経費等を記入してください。

○国庫補助事業等の地方負担に臨時交付金を充てる事業の場合、 $A = B + C + D$ となります。(Aは自動計算です。)

BはB'かB''のいずれかの額となります。(同一の事業に両方の予算を充当する場合は2行に分けて記載してください。)

B''はコロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援に該当する場合のみ記入可能です。

D欄（その他）には、都道府県の補助金（市町村の場合）、市町村の負担額（都道府県の場合）、事業者・個人の負担額、地方公共団体の一般財源を充てる額等を記入してください。

記入要領（通常分・重点交付金分）

事業の概要(①②③④)を必ずそれぞれの項目毎に明記)

- ①目的・効果
- ②交付金を充当する経費内容
- ③積算根拠（対象数、単価等）
- ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）

▼事業の概要

○※「Alt」＋「Enter」で改行可。見た目上の改行のためにスペースを使用しないこと。

①目的・効果

新型コロナウイルス感染症へ対応する事業であることが分かるように記載してください。

②交付金を充当する経費内容

委託費や役務費といった事業経費の内容を記載してください。

③積算根拠

対象数、購入単価、支出科目、日数等により、交付対象経費の積算内容を記載してください。

参考資料はあくまで参考のため、積算内容が「別添参照」のみとなる記載は望ましくありません。

④事業の対象

事業の対象とする施設や交付対象者を記載してください。

記入要領（通常分・重点交付金分）

| | | | | | |
|-------------------------------------|--------------|------------------|----|----------|----------|
| 協力要請推進枠 又は検査促進枠 の地方負担分に 充当 | 特定事業者等支 援 | 個人を対象とし た給付金等 | 基金 | 事業 始期 | 事業 終期 |
|-------------------------------------|--------------|------------------|----|----------|----------|

▼協力要請推進枠又は検査促進枠の地方負担分に充当

- 協力要請推進枠又は検査促進枠の地方負担に充当する事業は「○」
該当しない場合は「－」

▼特定事業者等支援

- 特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）は「○」
該当しない場合は「－」

一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するものについては、上記に加え、令和4年4月1日付事務連絡別紙5の様式により事業内容をHP等で公表するとともに、公表内容を「事業の概要」列等に記載した上で計画を提出するものとしています。詳細は令和4年4月1日付事務連絡2①をご確認ください。

▼個人を対象とした給付金等

- 個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）に該当する事業は「○」
該当しない場合は「－」

記入要領（通常分・重点交付金分）

| | | | | | |
|-------------------------------------|--------------|------------------|----|----------|----------|
| 協力要請推進枠 又は検査促進枠 の地方負担分に 充当 | 特定事業者等支 援 | 個人を対象とし た給付金等 | 基金 | 事業 始期 | 事業 終期 |
|-------------------------------------|--------------|------------------|----|----------|----------|

▼基金

- 令和4年4月1日付事務連絡1(2)2に記載した要件を満たす基金を積み立てる事業については「○」
該当しない場合は「-」

なお、基金の積み立てを検討されるにあたって、令和4年4月1日付事務連絡1(2)2で示した対象となる基金の要件のうち②口を検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いします。

▼事業始期

- 事業の開始時期を記入してください。

令和4年度の事業についてはR4.4～R5.3とし、令和4年4月1日付事務連絡1(2)1①のなお書きにある事業に限ってはR4.1～R4.3も可とし、②のなお書きにある事業に限ってはR2.11～R4.3も可とします。

▼事業終期

- 事業の終了時期を記入してください。

基金事業を除いて令和4年度の事業についてはR4.4～R5.3とします。

記入要領（通常分・重点交付金分）

| | | | | |
|---------------------|-----------------------|------|---|------|
| 成果目標（可能な限り定量的指標を設定） | 地域住民への周知方法（HP, 広報紙など） | 参考資料 | 備考① （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名） | 予算区分 |
|---------------------|-----------------------|------|---|------|

▼成果目標

- 成果目標を記入してください。※「-」等を記入し、成果目標を省略することは不可
成果目標の設定にあたっては可能な限り定量的な指標を設定し、客観的な評価ができるようにしてください。

▼地域住民への周知方法

- 事業内容を地域住民に周知するにあたっての方法を記入してください。※「-」等を記入し、周知方法を省略することは不可

▼参考資料

- 事業内容の詳細な説明や、事業の公表を行っている場合HPのURL等を記入してください。

▼備考①

- 国庫補助事業への上乗せ・横出しを行う地方単独事業など関連する国庫補助事業がある地方単独事業の場合は、国庫補助事業名と所管省庁名を記入してください。

（例：〇〇費補助金（▲▲省））

▼予算区分

- 地方単独事業の場合はプルダウンから「R4当初（地）」「R4補正（地）」「R4予備費（地）」から選択してください。
地方単独事業の内、協力要請推進枠又は検査促進枠の地方負担に充当する事業については、「R3当初（地）」「R3補正（地）」「R3予備費（地）」「R2補正（地）」「R2予備費（地）」からも選択可能です。

制度要綱別表に掲げる国庫補助事業等の地方負担に臨時交付金を充てる事業の場合はプルダウンから「R4予備費（国）」「R3補正（国）」「R2補正（国）」「R2予備費（国）」を選択してください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日 閣議決定(4月20日変更))」、「新型コロナウイルス感染症総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」及び「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」への対応として、地方公共団体が地域の实情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

○ **予算額**
【令和2・3年度】 補正予算11.3兆円、予備費3.9兆円(計15.2兆円)

【令和4年度】 予備費1.2兆円

○ **交付対象者・交付方法**

地方公共団体(全都道府県・市区町村)が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

○ **交付対象事業**

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- ・緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業
 - ①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続
 - ③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築
- ・総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- ・令和3年経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に掲げられた3つの柱に含まれる事業
 - ①新型コロナの感染拡大防止、②「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、
 - ③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- ・令和4年経済対策(令和4年4月26日関係閣僚会議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業
 - ①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

○ **地方単独事業分**

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、人口・財政力・感染状況等に応じて各地方公共団体に配分(計4.65兆円)

(令和2年度第1次補正)

人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定(0.7兆円)

(令和2年度第2次補正)

①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分(1兆円)

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1兆円)

人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和2年度第3次補正)

①感染症対応分(0.5兆円)

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②地域経済対応分(0.5兆円)

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和3年度補正)

①感染症対応分(0.5兆円)

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②地域経済対応分(0.5兆円)

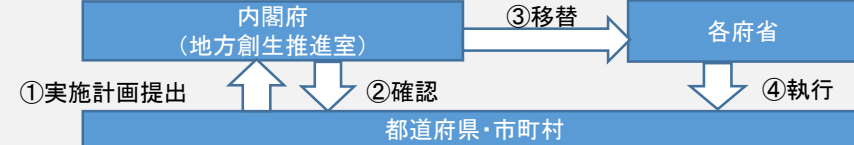
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

【参考】予算の状況【令和4年9月末時点】

予算総額計16.4兆円。うち未交付決定額は3.6兆円(内訳は、地方単独事業分・国庫補助事業等の地方負担分等が1兆円、協力要請推進枠等が2.4兆円、検査促進枠が0.2兆円)

○ **所管及びスキーム** 内閣府(地方創生推進室)

※ただし、各府省に移し替えて執行



○ **国庫補助事業等の地方負担分**

各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分(計0.8兆円)

○ **コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分**

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減に活用されるよう、1兆円の枠を創設し、各地方公共団体に配分(計0.8兆円)(令和4年4月28日通知) 人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定(0.8兆円)

○ **電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に充てるため、各地方公共団体に配分(計0.6兆円)(令和4年9月20日通知) 人口、物価上昇率等に基づき交付限度額を算定(0.6兆円)

○ **事業者支援交付金**

感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用(計0.6兆円(予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分0.5兆円、市町村分0.1兆円))

○ **協力要請推進枠交付金等**

時短要請に応じた飲食店等に対して、地方公共団体が協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する(計8.6兆円)

○ **検査促進枠交付金**

登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援に対して、地方創生臨時交付金を追加配分する(計0.3兆円)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「重点交付金」Q&A（第1版／令和4年9月14日）

- 本Q&Aは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金（以下「重点交付金」という。）の取扱を明確にするため、令和4年9月14日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」の取扱について」の内容を補足するQ&Aです。

目次

| | | |
|-----|---|---|
| Q1 | 重点交付金の創設の趣旨は何か。 | 3 |
| Q2 | 重点交付金の交付対象事業は、どのような事業か。 | 3 |
| Q3 | 重点交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。 | 3 |
| Q4 | 重点交付金を新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に活用することは可能か。 | 4 |
| Q5 | 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。 | 4 |
| Q6 | 運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。 | 4 |
| Q7 | 地方公共団における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点交付金を活用することは可能か。 | 5 |
| Q8 | エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、重点交付金を充当することは可能か。 | 5 |
| Q9 | 低所得世帯等を対象として給付金を支給する事業を実施するに当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。 | 5 |
| Q10 | 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。 | 5 |
| Q11 | 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。 | 6 |
| Q12 | 重点交付金において事務費も対象となるのか。 | 6 |
| Q13 | 重点交付金は、いつからいつまでに実施される事業が対象か。 | 6 |

- Q14 地方公共団体の令和3年度予算に計上し、令和4年度に繰り越した事業は対象となるか。..... 6
- Q15 既に提出した令和4年度実施計画で通常交付金を活用することとしていた事業のうち、重点交付金を活用できる事業について、第3回以降の提出の際に修正しても良いか。..... 6
- Q16 冬頃に予定されている実施計画の提出の際に、重点交付金の対象となる事業を新規に記載することは可能か。..... 6
- Q17 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。..... 7

Q1 重点交付金の創設の趣旨は何か。

重点交付金は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用されるよう、臨時交付金の中に創設されたものです。

Q2 重点交付金の交付対象事業は、どのような事業か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。具体的には、

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
- ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ③消費下支え等を通じた生活者支援
- ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
- ⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑥農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

を推奨事業としており、いずれかに該当する地方単独事業を交付対象事業としている。

なお、各地方公共団体が、上記推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めている。

Q3 重点交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。

重点交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考ええるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、重点交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的

に及び事業を交付対象事業としている。

Q4 重点交付金を新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に活用することは可能か。

重点交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考ええるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、重点交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及び事業を交付対象事業としている。

Q5 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及び事業としている。そのため、私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に重点交付金を活用することは可能である。

事業の内容に応じ、地方公共団体が、推奨事業メニューよりも更に効果があると考ええる事業として、実施計画に記載することが考えられる。

Q6 運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及び事業としている。そのため、運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に重点交付金を活用することは可能である。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑧地域公共交通や地域観光事業者等に対する支援」を選択されたい。

Q7 地方公共団における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点交付金を活用することは可能か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、地方公共団体における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に、重点交付金を活用することはできない。

Q8 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、重点交付金を充当することは可能か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としており、事業者への委託費や事業者からの物品購入費は、地方公共団体が当該事業者から何らかの財やサービスを受け取る際の「対価」として支払うものであり、これに該当しないことから、原則として認められない。

Q9 低所得世帯等を対象として給付金を支給する事業を実施するに当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。

特定公的給付の指定については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業における給付金に対する特定公的給付の指定について」（令和4年9月20日付け内閣府地方創生推進室・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）を参照されたい。

Q10 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。

資源エネルギー庁省エネルギー課において、省エネ法に基づき、小売事業者表

示制度を運用しているため、必要に応じて、資源エネルギー庁省エネルギー課（03-3501-9726）までお問い合わせいただきたい。

Q11 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。

何らかの業を営む個人又は法人等が対象となり、法人については法人形態を問わず幅広く対象となりうる。

Q12 重点交付金において事務費も対象となるのか。

重点交付金の交付対象事業に付随する事務費に活用することは可能である。

Q13 重点交付金は、いつからいつまでに実施される事業が対象か。

原則として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施される事業が対象となる。ただし、重点交付金の創設趣旨を踏まえ、生活者や事業者への速やかな支援に取り組むようお願いする。

Q14 地方公共団体の令和3年度予算に計上し、令和4年度に繰り越した事業は対象となるか。

対象とならない。地方公共団体の令和4年度予算に計上され実施される事業又は地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業が対象となる。

Q15 既に提出した令和4年度実施計画で通常交付金を活用することとしていた事業のうち、重点交付金を活用できる事業について、第3回以降の提出の際に修正しても良いか。

修正して差し支えない。

Q16 冬頃に予定されている実施計画の提出の際に、重点交付金の対象となる事業を新規に記載することは可能か。

可能であるが、重点交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を行う趣旨に鑑み、速やかに事業を実施されることが望ましい。

Q17 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。

必ずしも実施計画提出時点で議会における議決等の予算的裏付けを求めるものではなく、実施の見込み（補正予算計上予定）のある事業であれば記載しても差し支えない。

通常分交付金 Q&A（第8版／令和4年5月13日）における6-6も参照されたい。